（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十三条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に、「第二十五条の十第二項」を「第二十五条の二十二第二項」に、「第二十五条の十一第七項」を「第二十五条の二十二第七項」に改め、同条第三項中「第二十五条の十第二項」を「第二十五条の二十二第二項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十四条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「第十三条第一項第十二号」を「第十三条第一項第十三号」に改める。

第五十三条第二項中「第七条第一号の」を「第八条第一号の」に、「住宅団地の」を「住宅団地（集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。以下この項及び第八条において同じ。）の」に、「第五号並びに第七条第一号及び第三号」を「以下この項及び第八条」に、「第七条第一号中」を「第八条第一号中」に改める。

（津波防災地域づくりに関する法律の一部改正）

第十五条　波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（第十五条）」を「第二節　津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（第十五条・第十六条）」に改める。

第三節　集団移転促進事業に関する特例（第十六条）

第十条第三項第三号ホ中「。第十六条において「集団移転促進事業」という。」及び「（第十六条において「集団移転促進事業」という。）」を削る。

第五章第三節の節名を削る。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十六条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第一号中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改める。

第四十七条第六項中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改め、同条第七項中「第二十五条の十七」を「第二十五条の二十九」に改める。

（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち都市再生特別措置法第八十八条に一項を加える改正規定中「土砂災害特別警戒区域」の下に「、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域」を加える。

第二条のうち都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定中「削り」の下に「、特定都市河川浸水被害対策法」を「及び特定都市河川浸水被害対策法」に改め」を加え、「土砂災害特別警戒区域」を「浸水被害防止区域」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十八条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十三号中「災害が発生した地域及び災害危険区域からの」を「防災のための」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年五月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十二号

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、情報通信技術の進展に伴い取引デジタルプラットフォームが国民の消費生活にとって重要な基盤となっていることに鑑み、取引デジタルプラットフォーム提供者による消費者の利益の保護に資する自主的な取組の促進、内閣総理大臣による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請及び消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置並びに官民協議会の設置について定めることにより、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下同じ。）に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関し取引デジタルプラットフォーム提供者の協力を確保し、もって取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一　当該デジタルプラットフォームを利用する消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、販売業者等に対し、通信販売に係る売買契約又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みの意思表示を行うことができる機能

二　当該デジタルプラットフォームを利用する消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、競りその他の政令で定める方法により販売業者等の通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方となるべき消費者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

2　この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

3　この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

4　この法律において「販売業者等」とは、販売業者又は役務の提供の事業を営む者（自らが提供する取引デジタルプラットフォームを利用して商品若しくは特定権利（特定商取引に関する法律第二条第四項に規定する特定権利をいう。次条第一項第二号及び第四条第一項において同じ。）の販売又は役務の提供を行う場合におけるものを除く。）をいう。